

## 観光分野における2020年から2023年までの期間の 日本国観光庁とロシア連邦観光庁との間の共同活動プログラム

日本国観光庁及びロシア連邦観光庁（以下「双方」という。）は、

2018年から2019年の日露交流年の枠組みによるものを含め、双方の間の協力により、二国間の交流拡大のための努力を高く評価しつつ、

2019年1月22日の日露間のハイレベルの会談において示された、2023年末までに両国の訪問者数をそれぞれ少なくとも20万人とし、計40万人とすることを目標として設定しつつ、

民間部門を含む観光分野の協力の更なる発展の重要性についての共通認識に達し、

観光交流の拡大による両国間の友好と相互理解の一層の強化を目指し、

2020年から2023年までの期間の本共同活動プログラム（以下「プログラム」という。）を作成した。

1 協力の全般的な問題の分野において、

1. 1. 双方は、プログラムの項目の実施責任者の任命を含め、直接的、かつ、定期的な連絡を確立する。

1. 2. 双方は、両国の観光分野のビジネス界の間のパートナー関係の確立を促進する。

1. 3. 双方は、日本とロシアの地方の間の観光ルートの創設に関する作業を組織する。

1. 4. 双方は、特にエコ、クルージング及びグルメツアーといった個別の種類  
の観光を開発する。

1. 5. 双方は、自らの権限の範囲内において、相互の観光交流に関連する手続  
の簡素化を促進する。

1. 6. 双方は、自らの権限の範囲内において、両国間の交通手段の発展を促進  
する。

1. 7. 双方は、国連世界観光機関（UNWTO）、アジア太平洋経済協力（A  
PEC）及びG20の枠組みにおける協力を継続する。

## 2 観光の潜在性のプロモーションの分野において、

2. 1. 双方は、自らの権限の範囲内において、両国の政府観光局の活動を支援する。

2. 2. 双方は、2020年の日露地域交流年の枠組みにおける観光分野の行事の情報を交換する。

2. 3. 双方は、有償及び無償ベースにおいて双方のうち一方が参加し得る、両国の領域での観光行事の日程を毎年共有する。

2. 4. 双方は、両国の観光の潜在性のプロモーションのための広報及び情報資料を共有する。

2. 5. 双方は、両国の観光の潜在性のプロモーションに関する行事への関係企業の招待を含め、これら行事に対して情報支援を行う。

## 3 情報及び経験の共有の分野において、

3. 1. 双方は、国によるマーケティング戦略の実施に関する経験を共有する。

3. 2. 双方は、人材の教育及び育成並びにその技能の向上を目的として、両国の団体間の専門家の交流を支援する。

3. 3. 双方は、ホテルの格付け、及び観光・ホテルサービスの質を管理する制度に関するデータを含む、自国の観光分野の国内法に関する情報を交換する。

3. 4. 双方は、旅行者数の統計データを定期的に交換する。

## 4 旅行者の権利保護の分野において、

4. 1. 双方は、自らの権限の範囲内において、他方の国の領域に滞在する旅行者の権利保護を目的として、両国の権限を有する当局と連携する。

4. 2. 双方は、自国の領域に滞在する他方の国の旅行者のために、非常事態発生に際しての自国の領域内の状況の変化に関して、必要な情報を迅速かつ正確に提供するための体制構築を促進する。

プログラムは国際約束ではなく、国際法上の権利及び義務を双方に生じさせるものではない。

プログラムは、2020年1月1日から2023年12月31日まで適用される。

2019年6月29日、大阪において、日本語とロシア語による各2部が署名された。

日本国観光庁のために

ロシア連邦観光庁のために

---

---